

障害者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が行う物品、委託・役務及び賃借（公共工事関係を除く。以下「物品等」という。）の調達において、障害者法定雇用率達成事業者等からの調達に配慮することにより、障がい者の雇用の推進等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者雇用事業主

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する雇用率以上（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数は切り上げる。ただし、短時間労働又は特定短時間労働の障がい者がある場合は0.5人刻みとする。）の障がい者を雇用している事業主

(2) ISO・TEAS認証事業者

ISO14001又は鳥取県版環境管理システムⅠ種若しくはⅡ種に適合するものとして第三者認証又は鳥取県版環境管理システム審査登録要綱（平成20年2月22日生活環境部長伺定）第8条の規定に基づき県の登録を受けた業者

鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日男女第250号）第6条の規定により認定された業者

鳥取県家庭教育推進協力企業協定実施要綱（平成17年10月3日第200500090295号）第4条の規定により協定を締結した業者

(3) 男女共同参画推進企業

鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日発出第36号。以下「審査事務取扱要綱」という。）第5条の規定により、競争入札参加資格者名簿に登録された県内に本店又は事業所を有する者で第1号から前号のいずれかに該当する者で次条の登録された者をいう。

(登録等)

第3条 障がい者雇用事業主で配慮措置企業の登録を受けようとする者は、障害者法定雇用率達成事業者登録申請書（様式第1号）により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、同項の登録の適否を決定するものとする。

3 知事は、前項の審査の結果適格と認めるときは、競争入札参加資格者名簿データベースに配慮措置企業の登録を行うものとする。

4 知事は、第2項の審査の結果不適格と認めるときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

5 知事は、ISO・TEAS認証事業者について、審査事務取扱要綱第3条の規定により提出された申請書に添付された登録証の写し及び脱炭素社会推進課が把握する県内のTEAS認証事業者名簿により配慮措置企業の登録を行う。

6 知事は、男女共同参画推進企業について、女性応援課が作成する名簿により登録を行う。

7 知事は、家庭教育推進協力企業について、鳥取県教育委員会事務局社会教育課が作成する名簿により登録を行う。

(登録の有効期間)

第4条 前条第3項についての登録の有効期間は、8月1日から翌年7月31日までとする。ただし、隨時に受け付けた場合は、登録の日から7月31日までとする。

2 前条第5項及び第6項並びに第7項についての登録の有効期間は、審査事務取扱要綱第2条に基づき、公示された競争入札参加資格の有効期間とする。

(登録の取消)

第5条 知事は、配慮措置企業の登録を受けたものが次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

(1) 第2条第5号の規定に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手続により第3条の登録を受けたことが判明したとき。

(配慮措置の内容)

第6条 物品等の調達（次に掲げる方法によるものに限る。）については、原則として指名業者又は見積依頼業者の中に配慮措置企業を加えて指名競争入札又は見積書を徴取するものとする。

なお、1者から見積書を徴取する場合は、配慮措置企業を優先して依頼するものとする。

(1) 予定価格が5万円以上のものに係る指名競争入札

(2) 予定価格が5万円以上のものに係る随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当して契約する場合に限る。）

(所掌)

第7条 この要綱に関する事務は、会計指導課において所掌する。ただし、第3条第1項、第2項及び第4項に関する事務は雇用入材局雇用・働き方政策課が、第3条第3項、第5項、第6項及び第7項に関する登録事務は総合事務センター物品契約課が所掌する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に行う指名及び見積りの依頼について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の障害者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達に関する要綱第3条第2項の規定により障害者雇用事業主に係る登録を受けた者の登録の期限は、平成20年7月31日とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に行う指名及び見積りの依頼について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

(様式第1号)

障害者法定雇用率達成事業者登録申請書

年 月 日

鳥取県知事

様

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

障害者法定雇用率達成企業に対する物品等の調達に関する配慮措置を受けたいので、障害者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達に関する取扱要綱第3条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

障害者雇用率	%
--------	---

注) 障がい者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者及び同条第4号に規定する知的障害者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

【添付書類】

- 1 申請者が、法第43条第7項及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条に基づき、本申請に係る登録期間の開始日が属する年度に係る障害者雇用状況報告を行った場合
当該障害者雇用状況報告書の写し
- 2 1以外の場合
 - (1) 障害者法定雇用率達成事業者登録申請計算書（様式1号の2）
 - (2) 障がい者の雇用を証明できる書類（ア及びイ）
 - ア 身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳（一の労働者に複数の障がいがある場合は、主たる障がい（当該労働者にとって最も職業生活に相当の制限を与える、又は職業生活を営むことを著しく困難なものとしている障がいをいう。）に係るもの）
 - イ 雇用保険被保険資格取得等確認通知書の写し等

(様式第1号の2)

障害者法定雇用率達成事業者登録申請計算書

所在地					
商号又は名称					
		合計	事業所別の内容		
① 事業所の名称					
② 事業所の所在地					
③ 事業の内容					
④ 除外率		%	%	%	
⑤ 常用雇用労働者の総数		人	人	人	
⑥ 算定基礎となる労働者数 (⑤-④×⑤)		人	人	人	
障がい者の雇用状況	常用	⑦ 重度の身体・知的障がい者数	人	人	人
		⑧ ⑦以外の身体・知的・精神障がい者数	人	人	人
	短時間	⑨ 重度の身体・知的障がい者数	人	人	人
		⑩ ⑨以外の身体・知的障がい者数	人	人	人
		⑪ 精神障がい者数	人	人	人
	特定短時間	⑫ 重度の身体・知的障がい者数	人	人	人
		⑬ 精神障がい者数	人	人	人
		障がい者数 ⑭ {⑦×2+⑧+⑨ + (⑩+⑪+⑬) ×1/2+⑫}	人		
	⑮ 障害者雇用率 (⑭/⑥×100) ※小数点以下第3位を四捨五入	%			

※記載上の注意事項が裏面にありますので、御注意ください。

【記載上の注意】

- 1 ①欄には、全ての事業所の名称を記入すること。
- 2 ②欄には、①の事業所の所在地を記入すること。
- 3 ③欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「施行規則」という。）別表第 4 の除外設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、該当する主たる業種の内容を具体的に記入すること。
- 4 ④欄には、③欄に記載した事業の種類に係る除外率を施行規則別表第 4 から記入すること。除外率のない業種の除外率は 0 % とする。
- 5 ⑤欄には、1 年を超えて雇用される見込みがある、又は 1 年を超えて雇用されている労働者数を記入すること。
- 6 ⑥欄には、⑤欄の数に④欄の除外率を乗じて得た数（端数切捨て）を⑤欄の数から控除した数を事業所ごとに記入すること。
- 7 ⑤及び⑥欄は、短時間労働者（週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）は 0.5 人に換算すること。特定短時間労働者（週の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の労働者）は含めないこと。
- 8 ⑦から⑬欄までの障がい者の範囲は以下のとおりとする。なお、一の労働者が複数の障がい者に該当する場合は、主たる障がい（当該労働者にとって最も職業生活に相当の制限を与える、又は職業生活を営むことを著しく困難なものとしている障がいをいう。）に係るもの 1 つにのみ人数を計上すること。

ア 身体障がい者	身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）に規定する身体障害者障害程度等級表の 1 級から 6 級までの障がいを有する者及び 7 級の障がいを 2 以上重複している者
イ 重度の身体障がい者	身体障害者障害程度等級表の 1 級及び 2 級の障がいを有する者及び 3 級の障がいを 2 以上有している者
ウ 知的障がい者	知的障がい者判定機関（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター）によって知的障がいがあると判定された者
エ 重度の知的障がい者	知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判断された者
オ 精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 9 ⑨、⑩及び⑪欄は、原則として雇用保険上の短時間労働者となる者であり、週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である者をいう。
- 10 ⑫及び⑬欄は、週の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満である者をいう。